平成31年度 第1回理事会

日 時:平成31年4月12日(金) 15:30~16:30

場 所:特別会議室(つくば市)

I. 報告

- 1. 中長期計画の変更について (認可)
- 2. 平成31年度第1回機構会議等の開催について
- 3. 平成31年度研究ディレクター・研究コーディネーターの業務分担
- 4. 特定母樹の指定(平成30年度)について
- 5. 林木育種センターにおける一般職員の採用募集について
- 6. 平成31年度森林整備センター研修計画について
- 7. 平成30年度コンプライアンス合同報告会について
- 8. その他
 - (1) 今後の行事予定について
 - (2) 主要行事
 - (3) 国立研究開発法人森林研究·整備機構理事会規程

理事会資料 平成31年4月12日

中長期計画の変更について (認可)

平成 31 年 3 月 1 日付け 30 森林機構第 120102 号をもって農林水産大臣あて認可申請を施行した国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画(中長期計画)の変更については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 26 日に認可されましたので、お知らせします。

(参考) 独立行政法人通則法(抜粋)

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、<u>当該中長期目標を達成するための計画(以下この節において「中長期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない</u>。これを変更しようとするときも、同様とする。

農林水産省指令30林整研第349号



茨城県つくば市松の里1番地 国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長 沢田 治雄

平成31年3月1日付け30森林機構第120102号をもって認可申請のあった国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画(中長期計画)の変更については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の5第1項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

平成31年3月26日

農林水産大臣 吉川 貴盛





農林水産省指令30林整研第391号

茨城県つくば市松の里1番地 国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長 沢田 治雄

平成31年3月25日付け森林機構第122003号により認可申請のあった国立研究開発法 人森林研究・整備機構業務方法書の変更については、独立行政法人通則法(平成11年 法律第103号)第28条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

平成31年4月11日

農林水産大臣 吉川 貴盛日 八日



理 事 会 資 料 平成31年4月12日 総 合 調 整 室

平成31年度第1回機構会議等の開催について

平成31年度第1回機構会議等について別添資料のとおり開催しますので、お知らせします。

○別添資料:平成31年度第1回機構会議等の日程 平成31年度第1回機構会議 議事次第

平成31年度第1回機構会議等の日程について

日 時	内容	場所	事務局
5月30日(木)			
13:00 ~ 14:00	第1回産学官民・国際連携推進 本部会議	大会議室	研究企画科
$14:15 \sim 16:00$	研究企画・運営会議	大会議室	研究企画科
16:15 ~ 17:15	第1回機構会議	大会議室	総合調整室
	意見交換会	所内食堂	
5月31日(金)			
9:00 ~ 12 : 00	業績審査委員会(研究) (育種)	特別会議室 第2会議室	研究評価科管理課
13:00 ~ 14:40	地域情勢交換会議 個別打合せ (支所長等)	特別会議室	研究企画科 総務課

平成31年度第1回機構会議 議事次第

1	開	会			16:15
2	挨	拶	(理事長挨拶、来賓挨拶)	【10分】	16:15 ~
3	議	事			
(]	L) 名	5理事	からの報告		
	01	企画・	総務·森林保険担当理事	【5分】	16:25 ~
	$\bigcirc \mathcal{E}$	研究担	1当理事	【5分】	16:30 ~
	07	育種事	事業・森林バイオ担当理事	【5分】	16:35 ∼
	O∄	森林業	務担当理事	【5分】	16:40 ~
	O À	去令遵	算 守担当理事	【5分】	16:45 ~
	O∄	森林保	と 険センター所長	【5分】	16:50 ~
(2	2) 平	成3	1年度に実施される法人評価への対応	【5分】	16:55 ~
(3	3)各	機関	からの報告・連絡事項等	【15分】	17:00 ~
4	閉	会			17:15

平成31年度 研究ディレクター・研究コーディネーターの業務分担

平成31年4月1日現在

		氏名	担当戦略課題等	特命事項
	国土保全·水資源研究	大丸裕武	アア 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発	環境報告・環境委員会 研究の基盤情報収集と整備推進 森林保険との連携
	気候変動研究	平田泰雅	アイ 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発	人材育成
時 保ご	生物多様性·森林被害研究	一般學習	・ アウ 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発	総括 広報
トムフセ	林業生產技術研究	宇都木玄	. イア 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発 . イイ 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	林木育種、森林整備との連携
<i>∧ ∧ −</i>	木質資源利用研究	ル美田 剤	、 ウア 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化	共同利用施設·機械運営 研究倫理
	木質バイオマス利用研究	真柄謙吾	ウイ 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発 イイ 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	知財戦略
	生物機能研究	山中高史	エア 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化	研究報告編集 遺伝子組み換え安全 育種調整
₽КⅡ-	国際連携推進	平田泰雅	気候変動に関する研究等、国際的な協調・連携が必要な研究課題の効率的な 推進	t IUFROとの連携
ーディネ	産学官民連携推進	桃原郁夫	産学官及び民との連携機能及び協力体制の強化	広報 知財戦略
<u>-</u> ~ ~	地域イノベーション推進兼 関東中部地域	堀靖人	地域課題の抽出、研究開発による課題解決、研究成果の地域への普及 イイ 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	総括代理 図書、研究倫理 ダイバーシティ推進

理事会資料平成31年4月12日林木育種センター

特定母樹の指定(平成30年度)について

平成30年度に森林総合研究所林木育種センターより特定母樹として申請した33系統について、農林水産大臣により指定を受けた。その内訳は以下のとおり。

樹種名	系統数	備考
スギ	22	エリートツリー 16 (東北 10、関西 6)
		第1世代精英樹 1 (九州 1)
		第2世代雪害抵抗性品種 5 (東北 5)
ヒノキ	3	エリートツリー 3 (関東 3)
カラマツ	8	エリートツリー 8 (関東 8)
合 計	33	エリートツリー 27 [27/33=約82%]

- 注: 1. エリートツリーとは、第2世代以降の精英樹を示す。
 - 2. 備考欄の()はそれぞれの系統について申請がなされた育種基本区を示す。

(参考)

これまでの特定母樹の指定状況

樹種名	系統数	備考
スギ	175	エリートツリー 128 (東北 42、関東 36、関西 32、九州 18)
		第1世代精英樹 24 (東北 10、九州 14)
		第2世代雪害抵抗性品種 16 (東北 16)
		花粉症対策品種 7(九州 7)
ヒノキ	42	エリートツリー 42 (関東 17、関西 24、九州 1)
カラマツ	61	エリートツリー 61 (東北 9、関東 52)
グイマツ	1	第1世代精英樹 1 (北海道 1)
合 計	279	エリートツリー 231 [231/279=約83%]

注:間伐等特措法に基づく特定母樹の指定制度が導入された平成25年度から平成30年度末までに、森林総合研究所林木育種センターにより申請がなされたもの。

【別紙】

平成30年度に指定された特定母樹の事例 (エリートツリー)







<樹 種> スギ <名 称> スギ東育 2-224

〈樹 令〉 37 年生

〈胸高直径〉 29.0cm

〈樹 高〉 18.5m

〈材 積〉 0.528m3

対照個体(29本)平均

〈胸高直径〉 19.7cm

〈樹 高〉 15.6m

〈材 積〉0.260m3

〈樹 種〉 ヒノキ

〈名 称〉 ヒノキ林育 2-145

〈樹 令〉30年生

〈胸高直径〉16.6cm

〈樹 高〉 12.7m

〈材 積〉0.146m3

対照個体(112本)平均

〈胸高直径〉 12.8cm

〈樹 高〉 10.1m

〈材 積〉0.074m3

〈樹 種〉 カラマツ

〈名 称〉カラマツ林育 2-154

〈樹 令〉 39 年生

〈胸高直径〉23.0cm

〈樹 高> 21.0m

〈材 積〉 0.445m3

対照個体(205本)平均

〈胸高直径〉 15.8cm

〈樹 高〉 15.8m

〈材 積〉0.184m3

理 事 会 資 料 平成31年4月12日 林木育種センター

林木育種センターにおける一般職員(大卒程度)の採用募集について

- 1 採用予定日 平成32年4月1日
- 2 採用予定人数 2名程度

3 応募要件

広く有能で意欲のある人材を採用する観点から、国家公務員採用試験の合否及び大学等での専攻分野は要件とせず、大学、高専、短大、専門学校、林業大学校を卒業又は2020年3月までに卒業見込みの30歳までの者を応募要件とする。(平成30年8月期の中途採用より対象拡大)

4 選考方法

民間が実施しているテストセンター方式(各都道府県で受験可能)による一般教養 試験及び適性検査による一次試験を行った上で、一次試験の合格者を対象として小論 文及び面接による二次試験を行う。(平成30年8月期の中途採用と同様)

5 スケジュール (予定)

応募開始 4月中旬

応募締切 6月下旬

一次試験 7月上~中旬

二次試験 7 月下旬

平成31年度森林整備センター研修計画について

研修の実施に当たっての基本的な考え方

研修については、職員として求められる知識と能力の向上及び職員の意識高揚を図る観点から企画・実施することとする。具体的には、職員の階層に応じて意識の高揚及び基礎知識・能力の向上を図る「階層別研修」を実施するほか、実践上の課題や社会の要請に応じ、広い視野から考察し、職員としての資質の向上に努め、事業を推進する実践力等の養成を図る「特別研修」、高度な専門知識や技術等を習得するとともに、様々な経験を通じて広い視野と見識を身につけることで職務遂行能力の強化を図る「専門研修」を実施する。

1. 階層別研修

研 修 名	実施時期	期間	主 催	実施場所	対象者数 (見込み)
新規採用職員研修	4月	5日	研究所及び 整備センター(川崎)	研究所及び 整備センター(川崎)	16名
新規採用職員フォローアップ研修	6月	3日	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	7名
新任係長研修	8月	3日	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	5名
新任管理職研修	7月	3日	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	17名

2. 特別研修

研 修 名	実施時期	期間	主 催	実施場所	対象者等
コンプライアンス研修(管理者向け)	5月	2H程度	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	整備センター(川崎) 管理職、各整備局 長及び水源林整備 事務所長
コンプライアンス研修(全職員向け)	11月	_	整備センター(川崎)	eラーニング	全役職員
情報セキュリティ研修	第3四半期	-	整備センター(川崎)	eラーニング	全役職員
労働安全衛生管理研修	7月	2H程度	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	全役職員
	11月	2H程度	整備センター(川崎)及び 保険センター共催	整備センター(川崎)	全役職員
メンタルヘルス対策研修	随時	半日程度	産業保健総合支援 センターほか	産業保健総合支援 センターほか	整備センター(川 崎)及び各整備局 等の職員
ダイバーシティ研修	2回程度	2H程度	整備センター(川崎)及び 保険センター共催	整備センター(川崎)	全役職員

3. 専門研修

(1)外部研修

研 修 名	実施時期	期間	主 催	実施場所	対象者数
契約管理研修	5月~6月	35日程度	財務省会計センター	東京都北区	機構から1名
会計事務職員研修	10月~11月	45日程度	財務省会計センター	東京都北区	3名程度
森林•林業技術研修	5月~2月	3日~5日	林野庁	東京都八王子市 (森林技術総合研修所)	30名程度
林業機械基礎研修	5月~1月	5日	林野庁	群馬県沼田市 (林業機械化センター)	4名程度
内部監査業務研修	10月	4日	会計検査院	群馬県安中市 (会計検査院安中研修所)	1名
森林総合監理士等実践研修	9月~10月	3日	林野庁(委託)	各森林管理局 ブロック毎	5名程度

(2)内部研修

研 修 名	実施時期	期間	主 催	実施場所	対象者数
事務系職員実務研修	11月	3日	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	8名程度
水源林造成事業に係る実務研修	7月~8月	3日~5日	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	15名程度
森林総合監理士育成研修	8月	5日	整備センター(川崎)	整備センター(川崎)	5名程度

平成31年4月12日 理 事 会 資 料

平成30年度コンプライアンス合同報告会について

- 1. 開催日時 平成31年3月8日(金)
- 2. 開催場所 森林総合研究所特別会議室
- 3. 出 席 者 沢田理事長(統括推進責任者)

井田理事(法令遵守担当)

森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会

柳田理事(企画・総務・森林保険担当)、根本コンプライアンス推進室長、岩間一般専門員森林整備センターコンプライアン推進委員会

大山理事(森林業務担当)、橘監査・コンプライアンス室長、中込コンプライアンス係長 森林保険センターコンプライアンス推進委員会

柳田理事(企画・総務・森林保険担当)、大貫森林保険センター所長、奥谷リスク管理室長

4. 議事

各コンプライアンス推進委員会から、平成30年度の取組結果を報告するとともに平成31年度の取組方針を 説明し決定した。

	H30 年度取組結果	公益通報	H31 年度取組方針
森林総合	1)役職員に対する教育・研修	0件	継続的な取組
研究所等	2)コンプライアンス意識調査の実施		1)役職員に対する教育・研修
	3) 公益通報制度の広報普及		2)コンプライアンス意識調査の実施
	4)コンプライアンス優良事例紹介等		3) 公益通報制度の広報普及
	5)その他(コンプランアンスハンドブック		4)コンプライアンス優良事例紹介等
	配布等)		5)その他
森林整備	1)職場内ディスカッションの実施	0件	継続的な取組
センター	2)研修の計画的実施		1)職場内ディスカッションの実施
	3)風通しのよい職場環境づくり		2)研修の計画的実施
	4)職場毎の取組計画策定・実施		3)風通しのよい職場環境づくり
	5)その他(地域に根ざした活動、自己診		4)職場毎の取組計画策定・実施
	断)		5)その他
森林保険	1)コンプライアンス意識の強化(研修、	0件	継続的な取組
センター	理解度確認テスト、行動規範チェック)		1)コンプライアンス意識の強化
	2)風通しの良い組織づくり		2)風通しの良い組織づくり

※各推進委員会報告参照(添付資料)

5. 総 括

コンプライアンスの周知はかなり進んできており、各部門のコンプライアンス推進への取組には感謝する。各部門の使命や新たな状況を踏まえ、行動規範・倫理規定を遵守し、今後も各部門の取組方針に従ってコンプラインスの推進と実践を継続して取り組んでいく。今年度は公益通報制度の一層の周知・理解、ハラスメント防止問題にも力を注ぐ。各部門間の連携、情報共有が一層進むように取り組むので、コンプライアンス推進について、関係者の更なる協力、指導をお願いしたい。

以上

森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会報告

森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会

森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会運営要領第5条の規定に基づき、平成31年2月19日(火)に開催された森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会の審議事項について統括推進責任者あて報告します。

I. 平成30年度取組結果

1. 取組結果

1) 役職員に対する教育・研修

コンプライアンスに関連した教育・研修について各原課の協力のもと全体を対象として<u>39項目</u>、研究所、育種センター及び各支所・育種場の単独研修として<u>83項</u>目実施。(委員会資料別紙1のとおり)

- 2) その他の活動
 - ○コンプライアンス意識調査、分析及び今後に向けた対策の検討
 - ・調査結果及び分析:委員会資料別紙2のとおり
 - 対策
 - ①連絡調整会議(H30.11.16)において実施結果を周知した。
 - ②意識調査結果及び各組織詳細データ(全体データと自組織データとの比較表) を各組織長へ送付(H30.11.19)し、各組織の独自の対策を促した。
 - ○公益通報制度の広報普及
 - ・ホームページ改定版掲載(H30.6.22))
 - *機構及び各機関HPへ掲載
 - 連絡調整会議周知(H30.6.22)
 - ・ポスター掲示(H30.9.22)
 - *研究所掲示板3カ所の他、各領域・拠点、育種センター及び各支所・育種 場へ掲示依頼
 - ・新規採用者研修(H30.4.11)(H30.10.10)にて周知
 - ○コンプライアンス優良事例または違反事例の職員への周知による意識高揚と注意 喚起(委員会資料別紙4のとおり)
 - ○その他
 - ・コンプライアンスハンドブック冊子配布(H30.4)
 - ・コンプライアンスハンドブックの追加訂正(H31.2)
 - ・コンプライアンス意見交換会実施(H30.9.7)
 - ・コンプライアンス推進週間 (H30.12.3~12.7)
 - ・ハラスメントの防止について管理監督者へ教本配付(H30.9)

2. 公益通報処理の実績

0件(窓口への通報、処理とも)

Ⅱ.平成31年度取組方針

1. 役職員に対する教育・研修について

コンプライアンスに関する各種研修を各担当課と協力して引き続き実施する。

2. 重点課題等への取組

1) コンプライアンス意識調査、分析及び今後に向けた対策の検討 コンプライアンスの推進やその概念等について、これまでの取組みを通じた浸 透度、成果、対象項目や職域等による意識差等職員のコンプライアンス意識を明 らかにし今後の取組方法の検討等を行うため、コンプライアンス意識調査を前 年度に引き続き実施する。

2) 公益通報制度の広報普及

内部・外部通報窓口の存在が職員にとって身近なものとなり、より一層の法令等を含めたコンプライアンス違反を引き起こさぬ風土を築くため、前年度に引き続き同制度の周知を図る。

- 3) コンプライアンス優良事例または違反事例の職員への周知による意識高揚 コンプライアンス意識の高揚を図るため、前年度に引き続き優良事例または違 反事例の発生の都度サイボウズや会議等を通じて全役職員へ周知を行う。
- 4) その他

Ⅲ. 委員会議事概要

別添のとおり

参考

コンプライアンス推進体制

1)森林総合研究所等コンプライアンス委員会委員(9名)

委員長 理事(企画・総務・森林保険担当)

副委員長 理事(研究担当)

理事(育種事業・森林バイオ担当)

理事(法令遵守担当)

委 員 堀弁護士

総括審議役

審議役

企画部長

総務部長

- 2) コンプライアンス推進責任者(12名) 審議役、総務部長、各支所長、各育種場長
- 3)公益通報相談窓口(14カ所)

コンプライアンス推進室長、管理課長、支所総務課長、育種場連絡調整課長、 森林整備センターセンターコンプライアンス室長 森林保険センターリスク管理室長、

4) 事務局(2名)

コンプライアンス推進室長

コンプライアンス推進室員(再雇用職員1名)

森林整備センターコンプライアンス推進委員会報告

森林整備センターコンプライアンス推進委員会

森林整備センターコンプライアンス推進委員会運営要領第5条の規定に基づき、平成 31年2月20日(水)に開催された森林整備センターコンプライアンス推進委員会の審 議事項について統括推進責任者あて報告します。

|I. 平成30年度取組結果 |

1. 取組結果

1)職場内ディスカッション

- ・コンプライアンス・ハンドブックやコンプライアンス違反事例等を基に、その裏側 に潜む危険因子などについて各職場で話し合い、倫理意識等の向上に努めた
- ・危険予知確認表を用いてコンプライアンス違反の未然防止に努めた

2) 研修等の計画的実施

- ・整備局長・水源林整備事務所長会議、各階層別研修におけるコンプライアンスと倫 理研修 (120 名) ・ e ラーニングによるコンプライアンス研修:11 月 (449 名)
- ・各地域で開催の著作権セミナー等(44名)

3) 風通しの良い職場環境づくり

- ・「出勤・退勤時の挨拶の励行」、「コミュニケーションスキルの向上」、「情報の 共有」など、より良い職場環境づくりに資する取組を進めた ・「公益通報窓口・苦情相談窓口」の連絡先を記したビラを職場内に掲示し、周知を
- 図った

4) 各職場毎の取組計画

・各職場毎の「毎月の取組目標」及び「その取組結果」については、四半期ごとに取 りまとめ、幹部会に報告するとともに全職場に情報共有を図った

5) その他

・事業を展開する地域に溶け込み「地域社会との共生」を目指し、そこに暮らす住民 の方々との対話やコミュニケーションを通じて、地域に根ざした様々な活動を展 開した

6) コンプライアンス自己診断

- ・コンプライアンスの取組を通じた行動規範の浸透・定着状況を確認するため、12月
- ・コンプライアンスの取組を通じた打動規範の浸透・足者状況を確認するため、12月にコンプライアンス自己診断を実施した(448名) ・実施方法は、「緑の行動規範10原則」に、1つの原則に各々3項目の行動指針をあてはめ合計30問の設問に対し、各人が自己評価した・結果は全体平均値7.7/10で昨年度と同水準となった

7) 平成30年度取組全体に対する評価

2. 公益通報処理の実績

0件(窓口への通報0件、調査件数0件、処理件数0件)

Ⅱ.平成31年度取組方針|

- 1. 職場内ディスカッション
- 2. 研修等の計画的実施
- 3. 風通しの良い職場環境づくり
- 4. 各職場毎の取組計画

Ⅲ. 委員会議事概要

別添のとおり

参考

コンプライアンス推進体制

1)森林整備センターコンプライアンス委員会委員(12名)

委 員 長 森林整備センター所長

副委員長 理事(法令遵守担当)

外 部 委 員 武田弁護士(丸の内総合法律事務所)

委 員 総括審議役(人事・労務担当)

総括審議役(経理担当)

審議役 (総合調整担当)

審議役(監査・リスク管理担当)

審議役(技術担当)

森林管理部長

森林業務部長

農用地業務室長

監査・コンプライアンス室長

- 2) コンプライアンス推進責任者(1名) 監査・コンプライアンス室長
- 3)公益通報相談窓口15カ所(内部14ヵ所、外部1ヵ所) 森林整備センター(2): (内部)監査・コンプライアンス室長 (外部)高田法律事務所

上記の他、

研究所(1):コンプライアンス推進室長

林木育種センター及び森林バイオセンター(1):管理課長

支所(6): 庶務課長

育種場(4):連絡調整課長

森林保険センター(1):リスク管理室長

4) 事務局 (2名)

監査・コンプライアンス室(室長、参事(欠)、係長)

森林保険センターコンプライアンス推進委員会報告

森林保険センターコンプライアンス推進委員会

森林保険センターコンプライアンス推進委員会運営要領第5条の規定に基づき、平成31年2月20日(水)に開催された森林保険センターコンプライアンス推進委員会の審議事項について統括推進責任者あて報告します。

I. 平成30年度取組結果

1. 取組結果

- 1) コンプライアンス意識の強化
- ①管理職を対象に外部講師による「コンプライアンスと倫理」をテーマとしたコンプライアンス研修を実施
- ②e-ラーニングシステムによるコンプライアンスに関する「理解度確認テスト」を 実施(委員会資料(付属資料集:資料1)のとおり)
- ③コンプライアンス行動規範のチェックリストに基づく「自己診断」を実施(委員会資料(付属資料集:資料2)のとおり)
 - 2) コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり
- ①コンプライアンスに関する意見交換会を四半期ごとに各課室において実施(委員会資料(付属資料集:資料4)のとおり)
- ②コンプライアンスに関わる「気づき事項」をとりまとめた「危険予知活動実践表」 による自己点検を実施(付属資料集:資料5)のとおり)
 - ③新任者向けのオリエンテーションや幹部会等を通じて公益通報制度の周知を実施

2. 公益通報処理の実績

0件(窓口への通報、処理とも)

Ⅲ.平成31年度取組方針|

1. コンプライアンス意識の強化

- 1) コンプライアンス研修の実施 コンプライアンスを巡る最近の情勢も踏まえテーマを選定し、研修を実施。
- 2) コンプライアンス自己診断の実施 コンプライアンス行動規範の浸透及び定着状況の点検及び評価を行うため、自 は対策を実施
- 3) コンプライアンス・ハンドブックの活用 新任者向けのオリエンテーションや各課室内での意見交換の場において、「コン プライアンス・ハンドブック」を活用。

2. コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり

- 1) 良好な職場環境づくり 気づいたことを所内で共有するとともに、各課室内での意見交換を実施。
- 2) コンプライアンス違反を未然に防ぐための取組 危険予知活動の実践に向けて、「危険予知活動実践表」をもとに各人が点検・確認を行うとともに、各課室内での意見交換を実施。
 - 3) 公益通報制度の活用

「苦情相談窓口・通報相談窓口」について、新任者向けのオリエンテーションや 月例会等の機会を活用し、全職員への周知徹底。

Ⅲ. 委員会議事概要

別添のとおり

参考

コンプライアンス推進体制

1) 森林保険センターコンプライアンス推進委員会委員(8名)

委員長 理事(企画・総務・森林保険担当)

副委員長 理事(法令遵守担当)

"総括審議役(森林保険センター所長)

外部委員 武田弁護士 (丸の内総合法律事務所)

委 員 審議役

" 保険総務部長

パ 保険業務部長

リスク管理室長

- 2) コンプライアンス推進責任者(1名) リスク管理室長
- 3) 公益通報相談窓口 15カ所(内部14カ所、外部1カ所) 森林保険センター(2): (内部) リスク管理室長 (外部) 高田法律事務所

上記の他

研究所(1):コンプライアンス推進室長

支所(6):総務課長

林木育種センター及び森林バイオセンター(1):管理課長

育種場(4)連絡調整課長

森林整備センター(1):監査・コンプライアンス室長

4) 事務局(2名)

リスク管理室長、監査係長

理 事 会 資 料 国立研究開発法人 森林研究·整備機構

今後の行事予定について

日 付	研究	整備	保険	行 事 名 等	場所
4月15日~19日	0			農林水産省消費者の部屋【特別展示】森の新 素材「改質リグニン」の開く未来	農林水産省
4月16日	0			地域リグニン資源開発ネットワーク設立総 会	イイノホール&カンフ ァレンスセンター 4F
4月18日	0			平成31年度第60回科学技術週間(4/15~21) 森林総合研究所 春の一般公開	森林総合研究所
4月22日		0		第1回事業運営会議	森林整備センター
4月22日			0	第1回森林保険運営会議	森林保険センター
5月7日~9日	0			九州地区林業試験研究機関連絡協議会研究 担当者会議	森林総合研究所九州 支所
5月10日	0	0	0	第2回理事会	森林総合研究所
5月11日~12日	0	0	0	第29回(2019年度)森と花の祭典-「みどりの感謝祭」式典及び併催行事「みどりと ふれあうフェスティバル」	
5月17日	0			会計実地検査	森林総合研究所
5月20日	0			第1回育種運営会議	林木育種センター
5月22日~24日	0			会計実地検査(22日 九州育種場、23日~ 24日 森林総合研究所九州支所)	森林総合研究所九州 支所 九州育種場
5月23日~24日		0		平成31年度整備局長及び水源林整備事務 所長合同会議	森林整備センター
5月30日~31日	0	0	0	第1回機構会議ほか会議	森林総合研究所

主要行事(平成31年3月8日~平成31年4月11日)

月日	行事内容	出 席 者
3月 8日(金)	【共】コンプライアンス合同報告会	理事長、各理事
"	【共】第12回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
9日(土)	(公財)農学会日本農学・アカデミー共催シンポジウム「自然からの災害に備える」	理事長
11日(月)	東日本大震災八周年追悼式	理事長
"	【研·育】林野庁次長来訪	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林 バイオ担当理事
12日(火)	【研・育】森林総合研究所リスク管理委員会	研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
"	【研・育】個人情報保護に関する研修	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林 バイオ担当理事、法令遵守担当理事
"	【共】情報セキュリティ委員会	企画·総務·森林保険担当理事、法令遵守担当理事
13日(水)	【保】森林保険センター事務・業務検討委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
14日(木)	ダイバーシティ研究環境イニシアチブ	企画·総務·森林保険担当理事
14日(木) ~16日(土)	日本木材学会大会	研究担当理事
18日(月)	【共】環境委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林 バイオ担当理事、法令遵守担当理事
19日(火)	【共】機構リスク管理委員会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
"	【研】不正防止計画推進委員会	企画·総務·森林保険担当理事、法令遵守担当理事
20日(水) ~23日(土)	日本森林学会大会	理事長、研究担当理事
22日(金)	IUFRO-J会議	理事長、研究担当理事
25日(月)	中国科学員瀋陽応用生態研究所来訪	理事長、研究担当理事
29日(金)	【研】送所式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、両監事
4月 1日(月)	【研】入所式	理事長、研究担当理事、両監事
"	[育]入所式	育種事業・森林バイオ担当理事
8日(月)	庁議	理事長
10日(水)	【共】新規採用者研修開講式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

平成29年3月31日 28森林総研第1832号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構組織・事務分掌規程(13森林 総研第47号。以下「組織・事務分掌規程」という。)第2条の規定に基づき置く理事会 及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員等)

- 第2条 理事会の構成員(以下「構成員」という。) は、理事長、理事、監事とする。
- 2 理事会には、理事長が適当と認める者を同席させることができる。

(開催)

- 第3条 理事会は、毎月1回程度開催する。
- 2 理事長は、前項の他必要があると認めたときは、随時に理事会を開催することができる。

(招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

(職員の出席)

第5条 理事長は、必要に応じて、関係職員を理事会に出席させ、説明又は報告をさせることができる。

(議長等)

- 第6条 理事会の議長は、理事長とする。
- 2 理事会は、理事長(理事長に事故があるときはその代理)の出席のほか、構成員の過半 数の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の進行は、理事長が適当と認めた者に行わせることができる。

(審議事項)

- 第7条 理事会で審議を要する事項(以下「審議事項」という。)は、次に掲げる事項とする。
 - 一 業務運営の基本方針に関する事項
 - 二 内部統制に関する事項
 - 三 組織に関する事項
 - 四 人事に関する事項
 - 五 予算に関する事項
 - 六 訴訟及び重大な事故に対する対策に関する事項

- 七 その他理事長が必要と認めた事項
- 2 出席者は、審議事項以外の事項で、構成員等に周知を図る必要があると考える事項を報告することができる。
- 3 前項により報告された事項で、構成員から審議すべきとの提案があった場合において、 理事長は、これを適当と認める場合には、審議事項とすることができる。

(審議事項に係る決定等)

- 第8条 審議事項に係る決定は、十分な審議を行い、構成員の合意を得るよう努めるものと する。構成員の合意が得られない場合には、出席した構成員の賛否の確認を行った上で、 理事長が判断し、決定するものとする。
- 2 決定した事項のうち、理事長が必要と認めるものは、速やかに職員その他の関係者に対して周知を図るものとする。

(議事録の作成)

第9条 理事会に付議された事項の審議結果 (構成員の合意によらない場合は、各構成員の 賛否を含む。) 及び重要な報告は、議事録にこれを記録するものとする。

(情報の開示)

第10条 理事会の審議内容は、原則として公開する。なお、審議事項にかかる情報開示の 方法については、理事会において定める。

(庶務)

第11条 理事会の庶務は、森林総合研究所総務部総務課において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で審議 した上で決定する。

附 則(平成29年3月31日 28森林総研第1832号)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 国立研究開発法人森林総合研究所理事会運営要領は廃止する。